



鳥取県公報

平成14年11月22日(金)
第7437号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	青少年に有害な図書類の指定 (579) (県民活動推進課)	1
	都市計画の変更予定 (2件) (580・581) (都市計画課)	2
教委規則	鳥取県県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則 (29) (高等学校課)	2
公 告	准看護師試験の実施 (医務薬事課)	3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	5

告 示

鳥取県告示第579号

鳥取県青少年健全育成条例 (昭和55年鳥取県条例第34号) 第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成14年11月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発行記号等	表示された発行所名
6918	雑誌その他の刊行物	パステルティーン	雑誌 17665 - 12	株式会社 笠倉出版社
6919	"	Bejean	雑誌 17645 - 11	英知出版
6920	"	@ B U B K A 2002 VOL.17	雑誌 17886 - 12	株式会社 コアマガジン
6921	"	C O M I C 快樂天 12	雑誌 13877 - 12	ワニマガジン社
6922	"	B O Y ' S ピアス12月号	雑誌 08177 - 12	株式会社 マガジン・マガジン
6923	"	アジア話王 増刊みこすり半劇場 11 / 30号	雑誌 27837 - 11 / 30	株式会社 ぶんか社

6924	"	COMIC ポプリクラブ 12 2002	雑誌 13865 - 12	株式会社 晋遊舎
6925	"	COMIC キャンディータイム 11月号	雑誌 12911 - 11	富士美出版株式会社

鳥取県告示第580号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成14年11月22日から同年12月6日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成14年12月6日までに知事に意見書を提出することができる。

平成14年11月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・5・3号美萩野覚寺線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

鳥取市湖山町北一丁目、湖山町北六丁目、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、松並町一丁目、松並町二丁目及び田園町四丁目

鳥取県告示第581号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成14年11月22日から同年12月6日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町116）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成14年12月6日までに知事に意見書を提出することができる。

平成14年11月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画道路3・6・5号古海晩稲線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更なし

教 育 委 員 会 規 則

をここに公布する

平成14年11月22日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第29号

鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則（平成元年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
(実施校) 第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。				(実施校) 第2条 単位制による課程が実施される県立高等学校は、次のとおりである。			
高等学校名	課程名	学 科 名		高等学校名	課程名	学 科 名	
略				略			
倉吉西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科	倉吉西高等学校	全日制課程	普通学科	普通科
鳥取中央育英高等学校	全日制課程	普通学科	普通科				
		体育学科	スポーツ科学科				
米子高等学校	全日制課程	総合学科		米子高等学校	全日制課程	総合学科	
境高等学校	全日制課程	普通学科	普通科				
略				略			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前から引き続き境高等学校の全日制課程普通学科普通科に在学している者（同日以後に編入学、転入学等によりこれらの者と同一の学年に在学することとなる者を含む。）については、この規則による改正後の鳥取県立高等学校の単位制による全日制及び定時制の課程の運営の特例に関する規則の規定は、適用しない。

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成14年11月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成15年2月19日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

3 試験科目

解剖生理、栄養、薬理、病理、微生物、保健医療、関係法規、精神保健、基礎看護、成人看護、老人看護及び母子看護

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

(1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年^{文部省}_{厚生省}令第1号。以下「省令」という。)第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者(平成15年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)

(2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者(平成15年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。)

(3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者(平成15年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。)

(4) 省令第4条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者(平成15年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。)

(5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

(6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、鳥取県知事が適当と認めたもの

5 受験願書の受付期間

平成15年1月6日(月)から同月10日(金)まで

なお、郵送による場合は、平成15年1月10日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部医務薬事課(持参又は郵送によること。)

7 受験願書の添付書類

(1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書(平成15年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者)にあっては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合、同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)

(2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面

(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとする。)

なお、その写真が本人のものに相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書(当該証明書の交付を受けることができない者)にあっては、その写真と照合することのできる写真のついた身分証明書その他の書面とする。この場合、当該書面は後日返送するので、430円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。)を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合は、現金書留で6,900円を送付すること。

9 合格者の発表等

(1) 平成15年3月14日(金)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎1階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)の規定に基づき、開示する。

10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部医務薬事課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵便によって行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部医務薬事課(電話0857-26-7190)に照会すること。

調 達 広 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年11月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 一級町道大坂添谷線道路改良工事(過疎代行)(大坂橋上部工)

(2) 工事場所 日野郡溝口町大坂

(3) 工事内容

本件工事は、一級町道大坂添谷線の橋りょう上部工の製作及び架設を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

設計荷重 B活荷重

上部工形式 単純トラス橋

橋 長 L = 99.5m

幅 員 W = 7.0m(車道幅員5.5m)

橋体重量 W = 310.6トン

平面線形 直線

架設工法 ケーブルエレクション直吊工法

(5) 工 期 平成14年12月から平成16年3月20日まで

(6) 予定価格 362,467,350円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鋼構造物工事業について、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

- (3) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、鋼橋工事に係るものを有すること。
- (4) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における鋼橋上部工事の総合評点が1,100点以上であること。
- (5) 平成14年11月22日（金）から同年12月2日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 平成14年4月1日（月）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
- (7) 平成5年度以降に工事が完了し、引渡しの完了している鋼橋（トラス橋又はアーチ橋に限る。）の上部工の桁製作から架設までの一連の工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。
- (8) 本件工事の現地での架設期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
- ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
- イ 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。
- ウ 鋼構造物工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。
- (9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の現地での架設期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイ及びウに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年11月22日（金）から同年12月2日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年11月22日（金）から同年12月2日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）
米子市菟町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

